

市町村合併コーナー 新しい市の建設計画は来年3月までに策定

合併後の基盤整備などの基本となる「市建設計画」策定の方針が決定され、飛騨地域合併協議会において、まちづくり審議会の意見も聞きながら協議が進められます。

趣旨

第2回飛騨地域合併協議会が、2月10日に開催され、最初に合併重点支援地域の指定（1月23日指定）を受けたことや、まちづくり審議会の委員などについて報告がありました。

続いて、9町村の財産および債務はすべて高山市に引き継ぐことや、建設計画の策定方針など、5議案が協議されました。詳しくは、次号でお知らせします。

建設計画策定方針
市建設計画を次の趣旨に基づき策定する方針が決定されました。この計画は、原案を来年の1月末までに作成し、3月までに策定される予定です。

まちづくり審議会は、市建設計画の策定にあたり民間の皆さんの意見を聞くため、合併協議会の諮問機関として設置されたものです。

委員は、10市町村から選出された37人で、高山市からは各種団体の代表など、次の10

人の方が選ばれました。
菅谷稔、小鳥幸男、海老原比呂美、胡桃坂勝、踏込久男、京傳さよ子、中村勝、中田学、伊藤早苗、保崎嘉造（敬称略・順不同）

資料・会議記録の公開
合併協議会やまちづくり審議会は、原則として公開で開催されます。また資料や会議記録は、市役所1階市民コーナーと図書館、合併協議会のホームページでご覧いただけます。

出前講座
市町村合併について詳しく話を聞きたい方に対し、出前講座を行っています。

町内会やグループなど5人以上の方が集まれば、担当職員が呼んで話をします。希望される方は、電話でお申し込みください。

問合せ 企画課
(☎35 3131)

確定申告はお早めに 市・県民税の申告相談は17日から

平成14年分の所得税の確定申告の受け付けが、2月17日（月）から3月17日（月）まで高山税務署で行われます（土日を除く）。

また、市・県民税の申告相談も、同じ期間、市役所地下市民ホールで受け付けます（日曜日を除く）。時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日は午前9時～午後4時）です。

申告期限が近づくと、たいへん混雑します。早めに申告

準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。申告書は郵送でも受け付けます。用紙が必要な方はご連絡ください。

申告に必要なもの
今年1月1日現在、市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方（所得税の確定申告をした方・年末調整をした方を除く）

給与所得者で勤務先から給与支払報告書が市へ提出されていない方（日雇やパートなどを含む）
農業・不動産・譲渡所得等があった方
国民健康保険に加入の方（所得金額の多少にかかわらず）
障害者・母子家庭等、福祉医療に該当する方
医療費控除などを受けようとする方

申告に必要なもの
申告用紙
認印
源泉徴収票
農業所得のある方は収支明細がわかる帳簿類
社会保険料、医療費、生命・損害保険料等の領収書や証明書

インフルエンザに 気を付けましょう

インフルエンザが流行しています。インフルエンザの感染を防ぐために、次のことを心がけましょう。

個人負担が必要ですが

フロン層を破壊するフロンは、エアコンなどに使われています。オゾン層の保護と地球温暖化を防止するため、昨年10月に、フロン回収破壊法が施行されました。

この法律施行により、カーエアコンが搭載された車を廃棄処分する場合は、自動車

フロン回収には個人負担が必要ですが、オゾン層を破壊するフロンは、エアコンなどに使われています。オゾン層の保護と地球温暖化を防止するため、昨年10月に、フロン回収破壊法が施行されました。

自動車フロン回収は、全国の郵便局またはコンビニエンスストア（ファミリーマート・サークルKなど）でお求めいただき、車と一緒に引き取り業者に渡します。

問合せ 環境資源課
(☎35 3138)

観光協会が
国土交通大臣賞を受賞

（右）会長 義谷会 義谷 義徳 氏（左）市長 渡辺 隆 氏
これは地域住民と行政が一体となつて観光を中心とした地域づくりを進めたことにより、国内屈指の観光地となったことが評価されたものです。

市政モニター募集
市政全般についてさまざまな意見を伺い、提案を受けて市政の活性化を図っていくため、モニターを募集しています。

対象 4月1日現在、市内に1年以上在住し、住民登録のある満20歳以上の方（市が所管する他のモニターに応募している方は遠慮ください）

定員 15人（応募多数の場合は地域や年齢などを考慮して選考します）
任期 来年3月31日まで
申込方法 はがきに応募理由・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電話番号・職業を記入して、2月28日（金）までに郵送（FAXも可）申込・問合せ 企画課
(☎35 3134) (☎35 3174)

市政モニター募集
市政全般についてさまざまな意見を伺い、提案を受けて市政の活性化を図っていくため、モニターを募集しています。

対象 4月1日現在、市内に1年以上在住し、住民登録のある満20歳以上の方（市が所管する他のモニターに応募している方は遠慮ください）

定員 15人（応募多数の場合は地域や年齢などを考慮して選考します）
任期 来年3月31日まで
申込方法 はがきに応募理由・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電話番号・職業を記入して、2月28日（金）までに郵送（FAXも可）申込・問合せ 企画課
(☎35 3134) (☎35 3174)

市政モニター募集
市政全般についてさまざまな意見を伺い、提案を受けて市政の活性化を図っていくため、モニターを募集しています。

対象 4月1日現在、市内に1年以上在住し、住民登録のある満20歳以上の方（市が所管する他のモニターに応募している方は遠慮ください）

定員 15人（応募多数の場合は地域や年齢などを考慮して選考します）
任期 来年3月31日まで
申込方法 はがきに応募理由・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電話番号・職業を記入して、2月28日（金）までに郵送（FAXも可）申込・問合せ 企画課
(☎35 3134) (☎35 3174)

市政モニター募集
市政全般についてさまざまな意見を伺い、提案を受けて市政の活性化を図っていくため、モニターを募集しています。

対象 4月1日現在、市内に1年以上在住し、住民登録のある満20歳以上の方（市が所管する他のモニターに応募している方は遠慮ください）

定員 15人（応募多数の場合は地域や年齢などを考慮して選考します）
任期 来年3月31日まで
申込方法 はがきに応募理由・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電話番号・職業を記入して、2月28日（金）までに郵送（FAXも可）申込・問合せ 企画課
(☎35 3134) (☎35 3174)

市政モニター募集
市政全般についてさまざまな意見を伺い、提案を受けて市政の活性化を図っていくため、モニターを募集しています。

対象 4月1日現在、市内に1年以上在住し、住民登録のある満20歳以上の方（市が所管する他のモニターに応募している方は遠慮ください）

定員 15人（応募多数の場合は地域や年齢などを考慮して選考します）
任期 来年3月31日まで
申込方法 はがきに応募理由・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電話番号・職業を記入して、2月28日（金）までに郵送（FAXも可）申込・問合せ 企画課
(☎35 3134) (☎35 3174)



フロン回収には個人負担が必要ですが

オゾン層を破壊するフロンは、エアコンなどに使われています。オゾン層の保護と地球温暖化を防止するため、昨年10月に、フロン回収破壊法が施行されました。

この法律施行により、カーエアコンが搭載された車を廃棄処分する場合は、自動車

フロン回収には個人負担が必要ですが、オゾン層を破壊するフロンは、エアコンなどに使われています。オゾン層の保護と地球温暖化を防止するため、昨年10月に、フロン回収破壊法が施行されました。

自動車フロン回収は、全国の郵便局またはコンビニエンスストア（ファミリーマート・サークルKなど）でお求めいただき、車と一緒に引き取り業者に渡します。

問合せ 環境資源課
(☎35 3138)

市政 Q & A

皆さんと市長が語る「市政モニター」の質問と回答の一部をご紹介します。

広報たかやまについて

Q 広報紙は、行政と市民を結ぶ大切なパイプ役です。銀行や病院などにも置くようにしたいらどうでしょうか。
A 広報紙は、新聞販売店に配布を委託しており、ほぼ全世帯に行き渡っていると考えられています。引き続き啓発していきます。

また、広報の作成費にもっと予算を使い、シリーズものや読みもの的な記事を増やすなど、親しみの持てる広報紙にしてほしい。

Q バリアフリーの道路に違法駐車をするなどマナーの悪い運転手が多くなります。対策はとれませんか。
A 違法駐車については、交通指導員などが巡回して指導にあたっていますが、最終的には個人のマナー向上が求められます。引き続き啓発していきます。

皆さんからの意見・質問を待ちしています

市政モニター制度以外に面談日や直通FAXを設けています。気軽に意見をお寄せください。
市民と市長の面談日
毎月1回設けています。2月は25日（火）の午前10時から11時30分までです。
市長室 FAX
市長にFAXが届きます
(☎32 7000)



市長と語る会

観光協会が 国土交通大臣賞を受賞

（右）会長 義谷会 義徳 氏（左）市長 渡辺 隆 氏
これは地域住民と行政が一体となつて観光を中心とした地域づくりを進めたことにより、国内屈指の観光地となったことが評価されたものです。

市政モニター募集

市政全般についてさまざまな意見を伺い、提案を受けて市政の活性化を図っていくため、モニターを募集しています。

対象 4月1日現在、市内に1年以上在住し、住民登録のある満20歳以上の方（市が所管する他のモニターに応募している方は遠慮ください）

定員 15人（応募多数の場合は地域や年齢などを考慮して選考します）
任期 来年3月31日まで
申込方法 はがきに応募理由・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電話番号・職業を記入して、2月28日（金）までに郵送（FAXも可）申込・問合せ 企画課
(☎35 3134) (☎35 3174)